

令和6年度物価高騰対応重点支援給付金 (10万円/1世帯)、(5万円/こども1名)の ご案内

- 物価高騰対応重点支援給付金は、**新たに令和6年度住民税非課税世帯または住民税均等割のみ課税**となる世帯を支援する給付金です。
- 上記の世帯で、18歳以下のこどもがいる世帯に対して、こども1名あたり5万円を給付します。
- 給付金を受給するためには、**手続きが必要**です。

給付金の支給額

1世帯あたり **10** 万円
こども1名あたり **5** 万円

給付金の支給時期

鹿追町が確認書(または申請書)を
受理した日から3～4週間後が目安
です。

支給対象と申請の有無

支給対象となる世帯 (いずれかにあてはまる世帯)

**新たに令和6年度「住民税非課税に
なる世帯」または「住民税均等割の
み課税になる世帯」**

世帯の中に
**「住民税未申告」の方が
いる場合。**

**お住まいの市区町村から
確認書が届きます(要返送)**

※一部申請が必要な場合があります。

令和6年6月3日時点で住民登録のある
世帯に鹿追町から確認書が届きます。

詳しくは裏面「I」へ

申請が必要です

◎申請期間：令和6年 9月 2日(月)
～令和6年10月31日(木)

◎申請時点で住民登録のある市区町村に
申請してください。

【申請書配布先】トリムセンター、瓜幕支所など

詳しくは裏面「II」へ

支給手続きや支給要件の詳細は裏面をご確認ください。

給付金の支給手続きについて

I 新たに令和6年度「住民税非課税世帯になる世帯」または「住民税均等割のみ課税になる世帯」

※課税者の扶養のみからなる世帯は対象外です。

※令和5年度住民税非課税世帯への給付（7万円）及び令和5年度住民税均等割のみ課税世帯への給付（10万円）の給付対象世帯は対象外です。

（注）未申請・辞退となった世帯についても対象外です。

世帯の全ての方が、令和6年1月1日以前から現住所にお住まいの場合

- 対象となる世帯には、**鹿追町**から、給付内容や確認事項が書かれた**確認書**が届きます。

- 中身を確認して、**鹿追町に返信してください。**

※返信用の封筒が同封されています。

【確認事項の一例】

- ①記載された給付金振り込み口座番号に誤りはないですか？
- ②住民税が課税されている方の扶養親族のみの世帯ではないですか？



II 世帯の中に「住民税が未申告」の方がいる場合。

世帯の中に、令和6年1月2日以降に転入してきた方
令和6年度の住民税が未申告の方がいる場合

!! 世帯の中に一人でも住民税が未申告の方がいる場合は、確認書は送付されません。世帯全員の課税状況を今一度ご確認ください。

- 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
- 申請書に必要事項を記入して、添付書類と一緒に
お住まいの市区町村の窓口に、直接または郵送でご提出ください。



住民税非課税世帯等に対する臨時特例給付金の
「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！



自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、鹿追町または最寄りの警察署か警察相談専用電話(# 9110)にご連絡ください。

お問い合わせ

【担当窓口】

保健福祉課 福祉係 鹿追町トリムセンター内

電話 66-2558（直通）受付時間：月～金：8：30～17：15（土日祝日を除く）